面会に係る規定

1. 目的

本規定は、入院患者の療養環境の確保及び感染対策の徹底を図るとともに、適切な面会体制を整備することを目的とする。

また、入院中の患者と家族等との面会は、患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を行う上でも重要と考え、適切に運用するものとする。

2. 基本方針

1) 患者の安静および治療を最優先とする
2) 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない
3) 患者および家族の心理的支援にも配慮する

3. 面会時間

面会時間は原則として以下のとおりとする

- 事前予約制
- 月曜日～日曜日
- 15 時～16 時 30 分

※病棟の状況により変更する場合がある

4. 面会人数・時間制限

- 1 回の面会は原則 3 名まで
- 1 回あたり 15 分以内

5. 面会場所

- 病室（ﾍﾞｯﾄﾞｻｲﾄﾞ）
- ﾃﾞｨﾙｰﾑ

6. 面会受付

- 面会者は病棟詰所前にて面会簿へ記入する

7. 面会者の遵守事項

1) 感染対策
   (1) 手指消毒の実施
   (2) 原則としてﾏｽｸ着用

2)　面会は努めて静かに行い、他の患者に迷惑を及ぼさないこと

3)　面会する者は以下に揚げる行為をしてはならない

(1)　酒気帯びの状態で面会すること

(2)　未就学児を伴って面会すること

(3)　食べ物・生花を持ち込むこと

※飲食物の類はあらかじめ医師の許可を得た上で、看護師に申し出ること

(4)　飲食は禁止とする

8.　面会制限

以下の場合は面会制限を行う

- 未就学児の面会
- 体調不良の方

（発熱・咳・のどの痛み・倦怠感・下痢・嘔気・皮膚の発疹・水疱・眼の充血など）

- 面会時点で家族や周囲(職場・学校)に感染症の発症者がいる方

（新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ・麻疹・風疹・水痘・感染性の帯状疱疹など）

- 感染症に罹患した場合

*ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ・・・発症後 6 日目以降かつ解熱後 2 日間経過

*新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ・・・発症後 11 日目以降

- 感染症が地域で蔓延しており、病院内で感染拡大が見込まれる場合
- 病棟で感染症が蔓延している場合

9.　特別な配慮・例外的面会

終末期など特別な状況においては、個別に面会対応を調整する

患者の状態や必要性を踏まえ、医師の判断により面会制限を緩和することができる

1)　看取り期（終末期）

- 家族の面会は原則として制限しない
- 人数・時間については柔軟に対応する
- 感染対策(手指消毒・ﾏｽｸ等)は徹底する

※状況に応じて、同時入室人数の調整を行う

2)　認知症やせん妄がある患者

3)　重症・急変時

- 医師の判断により、家族の面会を優先的に許可する
- 時間外であっても柔軟に対応する

4)　その他

- 医療上または倫理上必要と認められる場合は、個別に対応する

Daikaku